

市税は納期限内に納付を

固定資産税(第4期分)の納期限は 11月30日(金)

▽申し込み 税務課収納係または市税取扱金融機関へ
 ※口座振替申込書の郵送を希望

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期限内に取扱金融機関またはコンビニなどで納付してください。納期限が過ぎた場合は、督促後に京都府地方税機構に徴収権限を移管します。また滞りとなつた場合、督促手数料と滞納税額に付いた延滞金が生じますのでご注意ください。



さされる場合や金融機関に申込書がない場合は、税務課収納係までご連絡ください。
 ※ゆうちょ銀行については、税務課収納係では、受付できませんので、直接郵便局でお申し込みください。

▽申し込み 税務課収納係または市税取扱金融機関へ
 ※口座振替申込書の郵送を希望

競争入札等参加資格審査申請の受け付け

建設工事・測量等コンサルタント業務の2019年度(八幡市外業者は19・20年度)、物品等の供給については19年度(単年度分追加受付)に八幡市が発注する業務にかかる競争入札等参加資格審査申請を、下記の要領で受け付けます。

申請していないと、競争入札等に参加することができません。
 ※申請用紙は、市ホームページからダウンロードしてください。契約検査課窓口でも配布しています。

業務	建設工事・測量等 コンサルタント業務	物品等の供給
登録申請資格	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による国土交通大臣または都道府県知事の許可を受けている者(建設会社) 審査基準日の直前2年の営業年度に完成工事高または測量等実績高のある者 資格審査申請書を提出するときに市が発注した事業に関する債務を不履行にしている者 成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人または破産者で復権を得ていないものではないこと 市税その他納付金等の未納がない者	物品の製造の請負、売買および賃借並びに各種役務の提供等 2019年3月31日現在で、当該営業開始後2年以上の者(許認可等の必要な業務については、必要な許認可等を得た後2年以上の者) 直前2年の営業年度に営業実績高のある者
受付期間	11月1日(木)~12月20日(木) 必着	
受付方法	郵送(宅配便可)または持参	
必要書類	申請書、印鑑登録証明書、登記簿謄本、納税証明書等	
登録有効期間	市外業者: 2019年4月1日から2021年3月31日まで(2年間) 市内業者: 2019年4月1日から2020年3月31日まで(1年間)	2019年4月1日から2020年3月31日まで(1年間)
その他注意事項	2019年度分未登録者の追加申請です。2018・2019年度の登録をしている場合は、申請不要です。	

台風および地震により資産に被害を受けた場合、所得から雑損控除を受けられます

雑損控除とは
 生活に通常必要な資産が災害や盗難などによって損害を受けた場合に、その損失の一部を所得から差し引くことができる所得控除の一種です。
 ※災害による被害においては、災害減免法に定める税金の軽減免除の適用を受けることができる場合があります(併用不可)。

- 対象となる資産要件
 (1)資産の所有者が次のいずれかであること
 納税者
 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族
 (2)生活に通常必要な住宅、家具、衣類などの資産であること

- 雑損控除できる金額
 「損害金額+災害関連支出-保険金などにより補てんされる金額」= (差引損失額)の金額を基として計算した、次の(1)と(2)のいずれか多い方の金額
 (1) (差引損失額) × (総所得金額等) × 10%
 (2) (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円

＜記載例＞台風24号による災害を受けた資産の明細書

資産の所有者	資産の名称	雑損控除理由	資産の損失額または災害関連支出	左のうち、保険金で補てんされる金額
八幡 太郎	屋根瓦破損10枚	修繕費	30,000円	0円
"	畳8枚	修繕費	80,000円	40,000円
"	寝具2組	生活資産の損失	20,000円	0円
八幡 花子	電気掃除機	生活資産の損失	5,000円	0円

住宅耐震改修工事を実施した場合、固定資産税を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額の2分の1相当額または3分の2相当額を減額します。
 【減額される要件】

▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅であること。

△2020年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるために改修工事を行った住宅で、「耐震改修工事」の費用の合計が50万円を超えるもの。

減額期間、手続方法など、詳しくは、お問い合わせください。
 ◆お問い合わせ 税務課資産税係

宇治税務署からののお知らせ ☎0774-44-4141

■「年末調整説明会」および「消費税軽減税率制度説明会」の開催日程等

開催日	開催時間	開催場所
11月19日(月)	午後1時30分~3時55分 【午後3時10分~】	京田辺市コミュニティホール(市役所前)(京田辺市田辺80)
11月22日(木)	午後1時30分~3時55分 【午後3時10分~】	木津川市中央交流会館 いずみホール(木津川市木津宮ノ内92)
11月28日(水)	午前9時50分~午後0時20分 【午前11時35分~】	宇治市文化センター 小ホール(宇治市折居台1-1)
	午後1時30分~3時50分 【午後3時5分~】	

※【】欄は、「消費税軽減税率制度説明会」の開始時間を示しています。
 ※各会場とも駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用のうえお越しください。

11月21日(水) 防災行政無線の試験放送

全国瞬時警報システム(J-ALERT)の全国一斉情報伝達試験実施に伴い、市内36カ所の防災行政無線から訓練放送が流れます。日程と内容は次のとおりです。緊急をお知らせする放送ではありませんので、お間違いのないようご注意ください。

▽日時 11月21日(水) 午前11時
 ▽内容 「(チャイム)これはJアラートの試験です(3回繰り返し)」。こちらは八幡市です。(チャイム)」

●防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線で放送内容が聞き取れなかった場合などは、次の電話番号に電話をかけると防災無線の放送内容を確認していただけます。

☎982-2484、982-2485
 ◆お問い合わせ 防災安全課

税について「ちよつと/考えてみよう!」
税を考える週間
 11月11日-11月17日

「税に関する小学生の絵画展」
 国税庁のホームページでは、「国税庁の取組」や「税に関する情報」を紹介しています。
 税を考える週間 検索 国税庁

税を考える週間の主な活動

- 『税に関する小学生の絵画展』
八幡市文化センター1階ロビーにて展示。
- 街頭広報・講演会・研修会・セミナー等開催
- 『税を考える週間』特集ページ開設
国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)へ。

軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
消費税の軽減税率制度
 軽減税率制度について詳しく知りたい方はこちらへ

宇治税務署